

部落差別の解消に向けたメッセージ

部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行され、3年が経過しました。

法律には、部落差別が現在もなお存在することが明記されており、県内においても、差別的な発言や結婚における差別、同和地区に関する行政への問い合わせなどの差別事象が発生しています。

このような差別を解消するため、私たち地方公共団体は、相談体制の充実や教育・啓発を進めていく必要がございます。

そのため本県では、「長野県人権政策推進基本方針」に基づき、県人権啓発センター、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場における教育・啓発活動や相談活動などを通じて、県民の皆様に同和問題をはじめとする人権問題への理解を深めていただくとともに、その解決に向けて取り組んでいるところです。

部落差別を決して許さず、次の世代に差別が引き継がれることのないよう、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会「人権が尊重される長野県」を目指して、これからも真摯に取組を推進してまいります。

2019年（令和元年）12月25日

長野県知事 阿部 守一